

令和 5 年 4 月

組合員 各位

中部 ESCO 産業協同組合
代表理事 赤尾 幸信

お知らせ

拝啓、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、技能実習機構 HP より 2023 年 4 月 1 日付にて運用要領の改訂がございました。組合員の皆様にも関わる事項等もございますので、お知らせと共に今後、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

記

技能実習機構 HP の技能実習制度運用要領の改正箇所一覧「令和 5 年 4 月 1 日一部改正」
(https://www.otit.go.jp/jissyu_unyou/) より抜粋した内容が以下となります。

- 第 4 章 第 2 節 第 3 (3) 技能実習生の基準に関するもの
一時帰国期間の計算においては、初日は算入されません（例えば、1 月 1 日に出国確認を受けた場合には、同年 2 月 1 日以降に上陸許可を受ける必要があります。）。
- 第 4 章 第 2 節 第 3 (7) 講習の基準に関するもの
技能実習計画上、法令で技能講習等の修了が義務づけられている作業を行わせることを予定している場合は、計画に従って当該作業を行わせることができるよう計画的に技能講習等を修了する必要があります（法令上技能講習等の修了が義務づけられている作業を、技能講習等が未修了の技能実習生に行わせた場合は、労働安全衛生法等に違反します。）。
- 第 4 章 第 2 節 第 6 修得等をした技能等の評価に関するもの
技能実習生が技能検定又は技能実習評価試験を受検後に、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が試験実施機関から当該技能実習生の技能検定の合格証書若しくは技能検定試験合格通知又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面を

受領した場合は、監理団体や実習実施者が保管することなく、速やかに当該技能実習生本人へ手交してください。

●技能実習指導員の配置

技能実習を継続して行わせる体制を整備するためには、必ずしも技能実習指導員と技能実習生を常に同時に配置することまで求めるものではありませんが、技能実習指導員は技能実習生を直接指導する必要があることから、その指導が適切に行われるよう複数人選任する等の体制を整備することが望まれます（本節第7（12）参照）。

また、技能実習の実施方法により、次のような点に留意する必要があります。

- ・建設関係職種など、様々な現場に出向いて技能実習を行うことが想定される場合にあっては、1人の技能実習指導員が複数の現場に配置された技能実習生を指導することは妨げられないところ、技能実習指導員は技能実習生が技能実習を行う現場を巡回するなど、技能実習指導員が認定計画に従って直接指導する体制を整備しておくこと。
- ・交代制勤務により技能実習を実施する場合にあっては、技能実習指導員を含めた各職員がいわゆる早番・遅番、交代勤務、夜間勤務等を行う場合が想定されるところ、技能実習指導員を技能実習生と常に同じシフトとすることまで求めるものではないが、認定計画に従って技能実習を行うことができるよう修得等する技能等の内容によっては直接指導する体制とする必要があること。

●第4章 第2節 第10（2） 宿泊施設の確保に関するもの

適当かつ十分な消火設備を火災が発生した際に機能するよう実効性のある場所に設置しており、日頃から点検して適正な維持管理のための措置を講じていること

●「私有物収納設備」について

技能実習生の私物であるスーツケースを私有物収納設備として利用しているケースがありますが、私有物収納設備の設置はあくまでも実習実施者の責任において行われるものであり、このような私物の利用では私有物収納設備を設ける措置を講じているとは認められません。

●第4章 第2節 第10（5） 技能実習生が定期的に負担する費用に関するもの

- ・自己所有物件の場合

実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等土地に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額。

- ・借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、**自己所有物件とみなすこととなります**。したがって、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくとともに、必要に応じて実地検査を行うことがあります。

●第4章 第2節 第11 (4) 法令違反・問題の発生状況に関するもの

「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」における失踪者とは、監理団体等から外国人技能実習機構に対し「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されたもの（同届出書の訂正を行った場合を含む。）を指します。

●第5章 第2節 第7 (5) 地域社会との共生に関するもの（優良要件に関するもの）

○「受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定させること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援しているとはいえません。

- ① 実習実施者が実施する日本語講習の教材を用意すること
- ② 日本語教育を実施する実習実施者へ外部講師を手配すること
- ③ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること

○「地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知するといった対応のみでは、地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援したとはいえません。

- ① 地域祭りを実習実施者と共同で企画して技能実習生を参加させること
- ② 実習実施者と共同してボランティア活動に技能実習生を参加（ゴミ拾い、老人ホーム訪問など）させること

- ③ 実習実施者と共同して町内会に技能実習生を参加させること

- ④ 実習実施者と共同で国際交流イベントを実施して技能実習生を参加させること

○「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。技能実習生と日本食を単に食べに行く機会を設定させる、一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知するといった対応のみでは、日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していたとはいえません。

- ① 実習実施者と共同で季節ごとのイベントを実施（正月、花見、月見等）すること
- ② 実習実施者と共同で文化講習を実施（実施者の施設内もしくは実施者の主導による茶道体験、折り紙、着付け、和食作り等）すること

- ③ 外部の文化講習等を受講する際の金銭的支援をすること
- ④ 実習実施者と共同で社会科見学（博物館・美術館・寺院等の見学）を実施する

以上